

新型コロナウイルス感染症 に関連したご相談をお受けしています

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の発令を受けて、区では、区民の皆さん等からのご相談をお受けしています。まずはお電話でお問い合わせください。

暮らし

新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で、生活に不安のある方への支援制度のご案内や、解雇・雇止め・休業手当等の労働相談を受け付けます。

- ▶生活福祉課自立支援係【仕事・生活サポートデスク】
..... ☎内線2624
- ▶社会福祉協議会（緊急小口資金等の貸付）
..... ☎(3802)3155
- ▶東京労働局総合労働相談コーナー（解雇・休業手当等に関する相談）
..... ☎(3512)1608
- ▶東京都労働相談情報センター（解雇・休業手当等に関する相談）
..... ☎0570(00)6110

税

税の徴収・納税の猶予に関するご相談をお受けします。

- ▶税務課納税促進係（区民税）
..... ☎内線2336
- ▶荒川税務署（国税）
..... ☎(3893)0151
- ▶荒川都税事務所（都税）
..... ☎(3802)8111

経営・資金繰り

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況や資金繰り、雇用維持に不安のある事業者の方への支援制度をご案内します。

- ▶経営支援課経営支援係（経営に関する相談）
..... ☎内線459
- ▶経営支援課融資係（資金繰りに関する相談）
..... ☎内線467

東京都緊急事態措置全般

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める要請・指示等の措置に対する都民や事業者の疑問や不安、感染拡大防止協力金制度に関する質問等に対応するため、コールセンターを設置しています。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
☎(5388)0567

郵送・ホームページ等の手続きを ご利用ください

区役所への来庁による新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、区への手続き等は、できるだけ郵送・ホームページ等をご利用ください。

問合せ 総務企画課総務係 ☎内線2212

●料金受取人払が利用できます

郵送のできる区の手続きを利用する場合、「料金受取人払」をご利用できます。

期 間 5月31日(日)まで

問合せ 総務企画課文書係
☎内線2215

利用方法

右の二次元バーコードや荒川区ホームページから受取人払封筒の様式をダウンロードし、様式を切り取り、封筒に貼り付け



※様式が指定されている専用封筒には利用できません

住居確保給付金の 支給対象者が拡大 されました

離職等により住居を失う恐れがある場合に対象となる「住居確保給付金」の対象者が、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、離職等に至っていない方等も対象となるよう拡大されました。

支給要件等の詳細は、お問い合わせください。

問合せ 生活福祉課自立支援係
☎内線2624

引き続き命を守る行動をお願いします

新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。区民の皆さんにおかれましても、引き続き、大切な家族や仲間・地域等を守るため、慎重で責任ある行動をお願いします。

問合せ 生活衛生課管理係 ☎内線421

徹底していただきたい3つの対策

- 何よりもまず、外出を控えましょう
- 人ごみを避けましょう
- 手洗いやせきエチケットを徹底しましょう